



県章

山形県公報

平成26年7月11日(金)

第2561号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課)…781
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課)…782
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課)…同
- 同……………(同)…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課)…783
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課)…同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同)…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同)…784
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同)…785
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同)…同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同)…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課)…786
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…787
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…788
- 同……………(同)…同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課)…同
- 県道の供用の開始……………(同)…789
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課)…同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課)…同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課)…同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課)…790

告 示

山形県告示第640号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成26年6月17日招集した山形県議会定例会は、同年7月4日閉会した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ライジングサポート 新庄市千門町1番33号	シャイニー新庄升形 新庄市大字升形1047番地の1	就労継続支援（A型）	平成26. 7. 1

山形県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社すがい福祉サービス	リハビリデイサービスすがい 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲726番地3	通所介護	平成26. 7. 1

山形県告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社三友医療	介護付有料老人ホームサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	特定施設入居者生活介護	平成26. 7. 1

山形県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社すがい福祉サービス	リハビリデイサービスすがい 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲726番地3	介護予防通所介護	平成26. 7. 1

山形県告示第645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社三友医療	介護付有料老人ホームサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	介護予防特定施設 入居者生活介護	平成26. 7. 1

山形県告示第646号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人やすらぎの会 鶴岡市西新斎町21番8	多機能型事業所「つばさクラブ」 鶴岡市大宝寺町3番35号	生 活 介 護	6名	平成26. 6. 27
特定非営利活動法人鶴岡福祉村 鶴岡市日出町一丁目7番7号	障害者支援オフィス「ひので」 鶴岡市日出町一丁目7番7号	就労継続支援（B型）	20名	同

山形県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
小 国 町 立 病 院（歯 科）	西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地	平成26. 5. 8
ク オ ー ル 薬 局 桧 町 店	山形市桧町二丁目11番16号	同 6. 1
下 島 薬 局	米沢市通町四丁目7番30号	同
セントケア訪問看護ステーション山形	山形市十日町三丁目6番43号	同

山形県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
小国町立歯科診療所	西置賜郡小国町大字西19番地の10	平成26. 4. 30
クオール薬局 桜町店	山形市桜町三丁目8番33号	同 5. 31
下島薬局	米沢市通町四丁目7番30号	同

山形県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人徳洲会新庄徳洲会病院	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	新庄市大字鳥越字駒場4623	平成26. 4. 1
医療法人明山会山形ロイヤル病院	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	東根市大森二丁目3番6号	同
介護老人保健施設寒河江やすらぎの里	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	寒河江市本楯二丁目24番地1	同 5. 1
ひなた薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	西村山郡河北町谷地字田中4番1	同
アサヒサンクリーン在宅介護センター山形	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	山形市あかねヶ丘三丁目1番8号	同 6. 1
セントケア訪問看護ステーション山形	訪問看護 介護予防訪問看護	山形市十日町三丁目6番43号	同
まつだクリニック	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市桜町二丁目11番15号	同
クオール薬局 桜町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市桜町二丁目11番16号	同
ジャパンケア天童	居宅介護支援	天童市老野森二丁目7番1号	同

ケアセンターとこしえ山形薬師町	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	山形市薬師町一丁目3番6号	同
茶ろん幸多	通所介護 介護予防通所介護	寒河江市幸田町11番10	同 6. 2

山形県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人徳洲会 新庄徳洲会介護センター	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	新庄市大字鳥越字駒場4623	平成26. 3. 31
山形ロイヤル病院デイケアセンター	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	東根市大森二丁目3番6号	同

山形県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
田 苗 接 骨 院	田 苗 孝 一	山形市宮町三丁目6番30号	平成26. 6. 4
たなえマッサージ院	田 苗 孝 一	山形市宮町三丁目6番30号	同

山形県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	指定施術機関の所在地	廃止年月日
鈴木接骨院	西村山郡大江町大字左沢303番地	平成23. 8. 7
遠藤鍼灸院	鶴岡市淀川町3番30号	平成24. 9. 1
はり・きゅう・マッサージ浅野治療院	山形市山家町一丁目2番28号	同 12.31
桜井接骨院	南陽市赤湯2957番地20	同
武田治療院	東根市神町中央一丁目7番8号	平成25. 5.22
鍼灸指圧鈴木治療院	山形市薬師町二丁目1番3号	平成26. 6. 9
森谷はり・きゅう・マッサージ治療院	山形市漆山3482番地	同

山形県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営塩井地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称
県営塩井地区土地改良事業計画書〔農地整備事業（経営体育成型）〕の写し
- 縦覧に供する場所
米沢市役所
- 縦覧に供する期間
平成26年7月11日から同年8月11日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営白兔地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称
県営白兔地区土地改良事業計画書〔農業地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）〕の写し
- 縦覧に供する場所
長井市役所
- 縦覧に供する期間
平成26年7月11日から同年8月11日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営諏訪堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営諏訪堰地区土地改良事業計画書〔水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）〕の写し
- 縦覧に供する場所
長井市役所
白鷹町役場
- 縦覧に供する期間
平成26年7月11日から同年8月11日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第656号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称
山形市
- 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成25年3月14日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 調査地域
長町、境田町、沖町及び大字見崎の各一部の地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成26年7月3日

山形県告示第657号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称
山形市
- 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成26年3月14日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 調査地域
大字二位田、大字長谷堂、大字谷柏元下谷柏、東二位田及び大字前明石の各一部の地籍図及び地籍簿

- 5 認証年月日
平成26年7月3日

山形県告示第658号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
上山市
- 2 調査を行った期間
平成24年5月8日から平成26年3月10日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
上山市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
上山市松山三丁目、長清水の各一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日
平成26年7月3日

山形県告示第659号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 2 調査を行った期間
平成23年4月1日から平成26年3月20日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
鶴岡市大網の一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日
平成26年7月3日

山形県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年7月11日から同月24日まで縦覧に供する。
平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市山元字滝沢44番3から 同 山元字中峯62番6まで	旧	13.8メートル } 5.5	135メートル
同 上	新	18.0メートル } 14.4	同 上

山形県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年7月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字滝沢44番3から
同 山元字中峯62番6まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月11日

山形県告示第662号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者 山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
尾花沢市大字母袋地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年10月2日から平成26年1月31日まで
- 3 作業の種類
2級基準点測量、3級水準測量

山形県告示第663号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年5月28日 指令村総建第145号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2087番18
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東村山郡山辺町大字山辺2087番地8
宗田 裕

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人すぎのこハウス
 - (2) 代表者の氏名
山科 香代子
 - (3) 主たる事務所の所在地

新庄市十日町1400番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ利用者に対して障害福祉サービスを行うことにより、仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながら、お互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適応できる能力、作業能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成26年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人自然体験温海コーディネート

(2) 代表者の氏名

五十嵐 一彦

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市鼠ヶ関乙121番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然豊かな温海地域において、子供から大人まで幅広い年代層を対象にした自然体験や環境教育プログラムの提供を行い、人と自然のつながりを伝えることで環境意識の向上や青少年の健全育成に寄与するとともに、地域と都市の交流や人材育成の推進、地域資源の有効活用を図ることにより、地域活性化及び観光振興を目指します。